

令和8年度 鎌倉市生活保護面接相談員 採用試験受験案内

鎌倉市健康福祉部生活福祉課

この試験は、生活保護に係る相談を希望する方に対し、面接を行い、生活に関する助言や生活保護の申請に関わる事務等を行う会計年度任用職員を採用するために行うものです。

1 職名、採用予定人数、職務内容、受験資格

職種	生活保護面接相談員
採用予定人数	1名程度
職務内容	生活保護に係る面接相談、生活保護に関する事務 (窓口・電話応対、文書作成、データ入力など)
受験資格	<p>次のア、イの要件を満たす方。</p> <p>ア 以下の資格及び経験のいずれかをお持ちの方</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><ol style="list-style-type: none">1. 生活保護関係業務の相当の経験を有する方 福祉事務所において、所長、生活保護担当課長、査察指導員及び現業員等の生活保護事務に従事した経験が3年以上あること2. 障害、高齢、児童に関する相談業務(社会福祉施設における相談業務も含む。)に従事した経験が3年以上あること3. 社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、公認心理師の資格を有する方で、相談業務に係る実務経験が1年以上あること4. 看護師、准看護師の資格を有する方で、相談業務に係る実務経験が3年以上あること5. その他 (1)社会福祉協議会において、コミュニティ・ソーシャルワーカーの業務経験が3年以上あること (2)特定非営利活動法人において、生活困窮者等への相談・支援事業を行う団体における相談業務経験が3年以上あること (3)病院において、医療ソーシャルワーカー又は精神科ソーシャルワーカーの業務経験が3年以上あること</div> <p>イ パソコン操作(ワードによる文書作成・エクセルによる表作成等)が可能な方</p>

※ 次のいずれかに該当する場合は、受験できません。

- (1) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 鎌倉市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 勤務条件

身分	地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員
任期	令和8年4月1日から令和9年3月31日までのうち市が指定する期間 (任期の更新については、勤務成績が良好でかつ必要と認められた場合に4回(最長5年度)まで可能です。)
勤務地	鎌倉市役所本庁舎(鎌倉市御成町18番10号) 鎌倉市健康福祉部生活福祉課
勤務日数	月16日
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)
勤務時間	原則午前9時～午後5時(休憩1時間を除く) ※ただし、午前8時30分～午後5時15分までのうち、所属長の指定する7時間になる場合があります。
休暇	年次有給休暇、療養休暇、忌引休暇等
報酬	日額11,900円 その他、期末手当、勤勉手当の支給あり
通勤に係る費用弁償	自宅から勤務地までが片道2.0km以上である場合に支給 (公共交通機関の場合は実費弁償。自転車等の場合は使用距離に応じた額を支給)
加入保険	雇用保険、厚生年金、健康保険の加入あり その他、公務災害補償の適用あり

3 試験の方法

(1) 第一次試験

採用試験の受験を申し込まれる方に対して書類選考を行います。詳細は「5 受験手続」を御参照ください。

(2) 第二次試験

第一次試験合格者に対して、面接試験を行います。

ア 試験日

令和8年2月中旬のうち指定する日に実施予定

イ 試験会場

鎌倉市役所（鎌倉市御成町18番10号）

（試験日及び試験会場の詳細は、第一次試験合格通知の中でお知らせします。）

(3) 最終合格発表

令和8年2月下旬予定

4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、生活保護面接相談員採用候補者名簿に成績順に登載され、令和8年4月1日以降の採用となります。
- (2) 採用候補者名簿登載の有効期限は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。
- (3) 受験資格がないこと又は申込書に記載した内容に虚偽があることが判明した場合、合格又は採用を取り消すことがあります。

5 受験手続

(1) 申込方法

申込は、郵送での受付となります。

なお、封筒の表面には「生活保護面接相談員採用試験 申込書在中」と朱書きし、裏面に必ず御自分の住所、氏名を明記してください。

(2) 提出書類

以下「ア」及び「イ」について、提出してください。

ア 鎌倉市生活保護面接相談員採用試験申込書

※1 顔写真貼付欄に、最近6月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き、縦4cm ×横3cm、無背景）を貼付すること（スナップ写真不可）。

※2 記入は自筆又はパソコンでの作成かどちらかお選びください。自筆の場合は黒か青インクのボールペン書きとしてください（鉛筆不可）。

イ 鎌倉市生活保護面接相談員作文用紙

※1 記入は自筆にて黒か青インクのボールペン書きとしてください（鉛筆不可）

(3) 宛先

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市健康福祉部生活福祉課 保護担当

(4) 受付期間

令和8年1月19日（月）から同2月6日（金）まで（当日消印有効）

(5) 第一次試験（書類選考）の結果について

第一次試験（書類選考）の結果、試験に合格し第二次試験を受験することとなった方は、合格通知を郵送します。合格通知において、受験番号や第二次試験についてお知らせします。

なお、残念ながら不合格となられた方にも、その旨を通知します。

6 注意事項

- (1) 「採用試験申込書」は、鎌倉市役所生活福祉課で配布します。また、鎌倉市役所ホームページからもダウンロードができます。
- (2) 受験の際提出された書類はお返ししません。
- (3) 試験に関するお問い合わせは以下にお願いいたします。

鎌倉市健康福祉部生活福祉課保護担当
〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号
電話：0467-61-3972